

平成 26 年度 事業計画

◎基本方針

誰もが、住み慣れた地域で安全・安心に健やかに生きがいをもって暮らせることを望んでいます。

当協議会は、市民一人ひとりが主役となり、それぞれの地域で自立し、お互いに助け合い、支え合いながら共に生きることのできる地域社会の実現を目指し、今日まで諸事業に取り組んでまいりました。

昨年から、国においてデフレからの脱却をはじめ日本経済の復活を目指す大胆な金融緩和策や積極的な公共投資施策が開始されました。本年4月に実施される消費税率の引き上げに伴う消費落ち込みが懸念されますが、民間企業のベースアップも報道され、経済の活性化、景気回復の兆しが着実に表れています。

このような中、長く続いた不況に伴う生活困窮、少子高齢化・核家族化の急激な進行、そしてライフスタイルの多様化などにより地域社会でのコミュニティが希薄になり、家庭や地域で支え合う力の低下に加え、ひきこもりや社会的孤立などの課題が顕著に表れております。

当協議会も、地域の実情に即したきめ細やかな施策を展開し、このような福祉・生活課題の解決に向け、引き続き「福祉・生活課題解消支援事業」に取り組むとともに、「子育て支援事業」の充実、そして「社会的孤立防止事業」を新たに展開し、相談体制の拡充・支援の強化に努めてまいります。

昨年9月の台風18号による豪雨災害には、災害ボランティア活動の拠点として、府内でいち早く災害ボランティアセンターを非常時体制に移行し、多くのボランティアが災害復旧支援に活躍していただき、被災された皆様から感謝の言葉を頂戴しました。

今回の活動を検証し、万一の災害時には状況に応じ適確に対応できるよう、常設型のセンターとして機能充実・強化に努め、「災害に強いまちづくり」に寄与してまいります。

また、介護保険事業につきましては、質の高いサービスを提供するために職員体制の充実を図り、平成27年に実施される介護保険制度の改正も視野に入れ、引き続き経営の安定化に努めてまいります。

昨年、法人化40周年の記念すべき節目を迎えた当協議会は、地域福祉の中核を担う団体として、平成26年度も様々な福祉ニーズに的確に応えるために、安定的な財源確保と法人運営の基盤強化に努め、地域社会の再生に向け積極的に取り組み、次の重点目標を掲げ各事業を推進してまいります。

◎重点目標

1. 法人運営の基盤強化

正副会長会・理事会・評議員会で事業方針・内容を決定し、迅速・適切な業務の推進に努めます。

また、職員の資質向上など事務局体制の充実を図り、さらに事務改善や経費節減を推進し法人運営の基盤強化に努めます。

2. 地域の特性を重視した福祉活動の推進

平成25年度に実施の「くらしの状況と意識に関する調査」に基づき、福祉・生活課題解消支援事業として新たに「総合相談窓口」を開設し、亀岡市から受託する「社会的孤立防止事業」の展開と合わせて、各地域に出向き、制度の狭間に存在し支援に繋がりにくい福祉・生活課題を把握し問題の解決に努めます。

また、「顔の見えるまちづくり」に向け福祉コミュニティの形成を図るため、自治会、地区社協、その他関係団体と協働し、住民主体による各地域の特性を重視した地域福祉活動を推進します。

3. 介護保険事業・障害者自立支援事業の取り組み

利用者の視点に立った介護保険及び障害者自立支援サービスを提供し、それぞれの事業の質的サービス向上を図り、積極的に事業展開を進めるとともに、平成27年に実施される介護保険事業の改正を見据え、引き続き経営の安定化に努め財政基盤の強化を図ります。

4. 自主財源の確保と経営基盤の強化

多様な福祉ニーズに対応し、きめ細かなサービスを提供するために、厳しい社会状況も想定されますが、会費の増収確保など安定的な財源基盤づくりに努めます。

5. 災害ボランティアセンターの機能充実・体制強化

昨年9月の台風18号被災時の支援活動を教訓として、課題を検証する中でさらにセンターの機能充実・強化を図り、関係機関・団体との連携を密にするとともに、平常時から研修・訓練を実施し安全安心のまちづくりを目指します。

6. 市内企業・事業所等との連携促進

社会貢献活動を目指す企業等との連携を推し進め、当協議会の活動趣旨への賛同を得るため、より一層の周知・啓発に努めることにより社協会員への加入促進を図ります。

7. 子育て家庭への支援体制の充実

子育て家庭が抱える育児不安を解消し、安心して子どもを生き育てる環境づくりと、仕事と育児を両立している子育て家庭への支援を行うため、子育て支援センター・ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

◎事業計画

1. 地域福祉事業

- (1) 福祉・生活課題解消支援事業 **【充実】**
 - ・総合相談窓口の開設
 - ・「制度の狭間」問題の解消に取り組む団体への支援
- (2) 社会的孤立防止事業 **【新規】**
 - ・社会的孤立への理解を図るために、各地域単位で講座を実施
 - ・地域での「顔の見える関係づくり」の構築
 - ・「くらしの課題」を解決に繋ぐためのサポーター養成
- (3) 福祉コミュニティ推進組織（地区社協）の設立推進並びに活動支援
 - ・地区社協構成メンバーを対象とした講座・研修の開催
 - ・高齢者見守り活動の拡充
- (4) 住民参加型事業の推進 **【充実】**
 - ・くらしのサポートサービス事業の充実と協力会員の募集・育成
 - ・ふれあいサロン活動の推進、研修・交流会の実施
 - ・地域との連携による「福祉出前講座」の実施

2. ボランティア活動事業

- (1) 災害ボランティアセンターの運営と機能強化 **【充実】**
 - ・行政、関係機関・団体との連携
 - ・体制充実のための研修会の開催、訓練の実施
 - ・災害ボランティアの募集・登録、コーディネーターの養成
- (2) 市民のボランティア活動への参加促進（講座、研修会の開催）
- (3) ボランティアのニーズ調査及びミニ講座
- (4) ボランティアの募集・登録、相談・あっ旋
- (5) ボランティア団体との連携強化と支援
- (6) 「集めて送るボランティア活動」の推進（ペットボトルキャップ・プルタブ等）
- (7) その他、ボランティア活動の推進及び支援

3. 福祉サービス利用援助事業 【充実】

- (1) 福祉サービス利用援助事業の充実
- (2) 生活支援員の増員等、体制の強化
- (3) 研修会の実施、関係機関とのネットワークの構築

4. 高齢者福祉事業

- (1) ふれあいサロン活動の推進支援
- (2) 関係機関との連携による介護予防事業の推進
- (3) ねたきり老人、ひとり暮らし老人に対する援護活動の促進
- (4) 老人クラブ活動への支援
- (5) その他、老人福祉活動の推進

5. 障がい児（者）福祉事業

- (1) 障がい児（者）団体との連携と支援
- (2) 地域学校活動への支援
- (3) その他、障がい児（者）福祉活動の推進

6. 児童・青少年福祉事業

- (1) 福祉協力校による各種事業の実施
- (2) 福祉教育の充実を図るための支援
- (3) 子ども会活動に対する援助
- (4) 社会を明るくする運動に対する協力・援助

7. 母子・父子福祉事業

- (1) 母子寡婦福祉会への支援
- (2) 父子会活動への支援

8. 資金貸付・用品貸出し事業

- (1) 生活福祉資金及び福祉金庫資金貸付
- (2) 介護用品(車イス、電動ベッド)、レクリエーショングッズ等の貸出し

9. 共同募金等事業

- (1) 赤い羽根共同募金運動への協力と取組み、募金の積極的な活用
- (2) 歳末たすけあい運動の取組みと募金の有効な活用

10. 介護保険・介護予防等事業 【充実】

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）事業
（障害者自立支援法に基づく居宅介護事業を含む。）
- (2) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）事業
- (3) 居宅介護支援（ケアプラン作成）事業

- (4) 受託事業
 - ・在宅介護支援事業、介護認定調査事業
- (5) 研修等による相談・介護技術の向上、サービス内容の充実による利用者の拡大

11. 子育て支援事業 【充実】

- (1) ひろば事業・つどい事業の開催と情報提供事業の充実
- (2) 出前ひろば事業による地域の福祉コミュニティの推進と世代を超えた交流活動への発展
- (3) 子育てサークル・サロン、サポーターのスキルアップとネットワークの充実
- (4) はあと事業の充実、身近な相談によるきめ細かな体制づくり

12. ファミリー・サポート・センター事業 【充実】

- (1) 身近で支え合える関係づくりの推進
- (2) 会員相互の交流を図る行事の実施
- (3) 会員のフォローアップ等の研修や講習会の開催
- (4) 積極的な広報活動による会員拡大と子育てボランティアの育成

13. ふれあいプラザ指定管理事業

- ・指定管理者制度に基づく、施設の適切な管理・運営

14. 法人運営に係る事業

- (1) 法人の健全な運営・経営
- (2) 正副会長会、理事会、評議員会、各部会・委員会の開催
- (3) 地域や事業所に向けた積極的な会員募集の展開
- (4) 企業・関係団体等との連携強化
- (5) 職員のスキルアップを図るための研修会への積極的な参加
- (6) 広報紙、ホームページの内容充実
- (7) 平成27年度から実施される新会計基準への確実な移行